

教員採用試験に係る「求償権行使懈怠違法確認請求控訴事件（住民訴訟）」の 控訴審（福岡高裁）判決について

令和7年8月8日
教育人事課

1 当事者

控訴人(第一審原告)： 特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン
代表者理事長 永井 敬三
被控訴人(第一審被告)： 大分県知事

2 事件の概要

大分県知事が元教育審議監及び元副主幹に対する求償権の行使を怠っているとして、その「違法確認」を求めた住民訴訟

3 主張の要旨

【控訴人】 県は点数改ざんをした元教育審議監及び元副主幹に対して求償権を有する。

(理由) 元教育審議監及び元副主幹の点数改ざん行為がなければ、採用取消処分も行われなかった。

【被控訴人】 県は求償権を有しない。

(理由) 元教育審議監及び元副主幹は採用取消処分には関与しておらず、元教育審議監及び元副主幹の行為と損害の間に因果関係は認められない。

4 訴訟の経緯

- 提 訴 (大分地裁 令和4年3月 9日)
- 第一審判決 (大分地裁 令和7年1月31日) 「原告の請求を棄却する。」
※ 原告が福岡高裁に控訴 (令和7年2月13日)
- 控訴審判決 (福岡高裁 令和7年7月29日) 「本件控訴を棄却する。」

【判決理由】

- ・ 県が当該教諭に支払った賠償金は、採用取消処分が原因。
違法理由も、もっぱら採用取消処分を行った県教委職員らの判断の誤りにある。
- ・ 当該教諭に関する判決は、県教委が過失により違法な本件採用処分取消処分を行い当該教諭に精神的損害を生じさせたとして国家賠償を命じたものであり、本件不正行為及びこれに基づく本件採用処分によって生じた損害の賠償を命じたものではない。
このため、本件不正行為と大分県が損害賠償金の支払義務を負ったこととの間に相当因果関係があるとはいえない。
- ・ 県教委が、本件採用処分の取消しの当否について、個別具体的な利益考量をして検討すべき注意義務を怠り、誤って本件採用処分取消処分をすることについて、元教育審議監らに予見可能性があったとはいえず、本件不正行為と損害の発生との間に相当因果関係があるとはいえない。